

第7次国土調査事業十箇年計画(案) (令和2年度～11年度)の概要

1. 「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載

2. 地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定

- 効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量約1万km²と比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定
 (調査の実施にあたっては、防災対策、社会資本整備、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携)

3. 新たな指標(優先実施地域での進捗率)の提示

- 優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対しその進捗を分かりやすく説明する観点から、第6次計画において用いている「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示

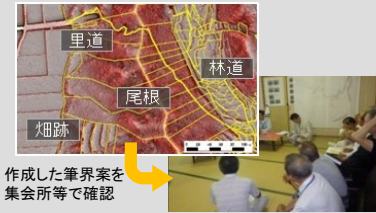
効率的な調査手法の例

【新たな調査手続の活用】

- 所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用
- 新たな現地立会いルールを活用 等

【地域特性に応じた調査手法の導入】

- リモートセンシングデータ(航空写真等)の活用 等



※上記のほか、民間等の測量成果の活用や、未着手・休止市町村の解消を計画に位置付け。

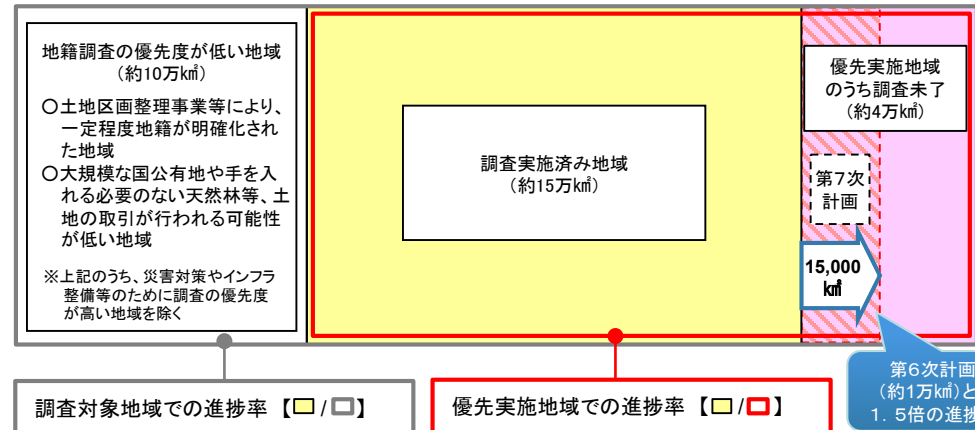
計画事業量

- 十箇年間で **15,000km²**

進捗率目標

- 優先実施地域での進捗率
 現在:79% → **10年後:87%**
 (約9割)
- 調査対象地域全体での進捗率
 現在:52% → **10年後:57%**
 (約6割)

優先実施地域等のイメージ図



土地の境界を明確化する地籍調査について、その円滑かつ迅速な実施を図るため、以下の措置を講じるとともに、当該措置による効率的な手法の導入を盛り込んだ令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定【**国土調査促進特別措置法**】することとし、地籍調査の優先実施地域での進捗率(※)を、現在の約8割から約9割とすることを旨とする。

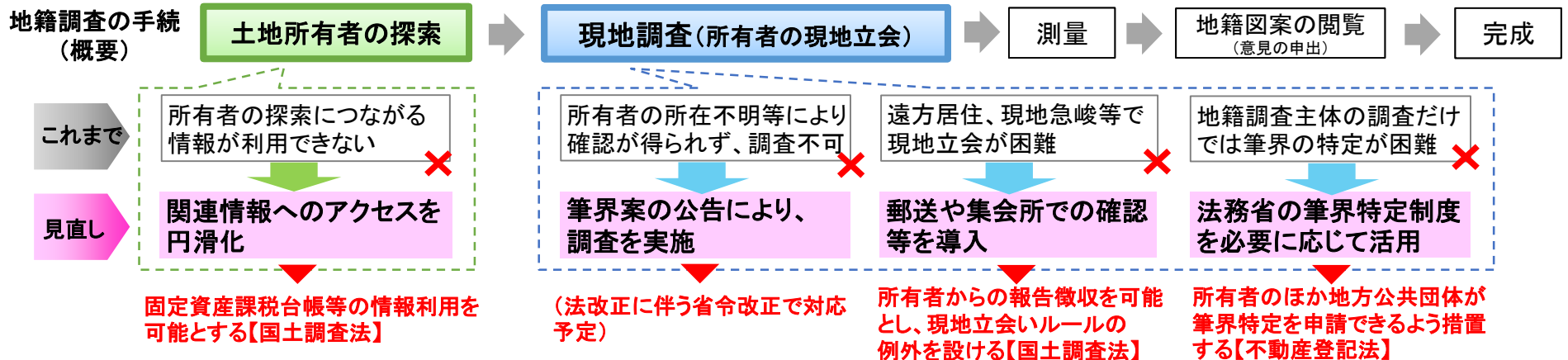
※優先実施地域*での進捗率は79%(対象地域全体では52%)

* 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域(大規模な国有地、手を入れる必要のない天然林等)を除く地域

(1) 現地調査等の手続の見直し

現行の課題： 立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、調査が困難。

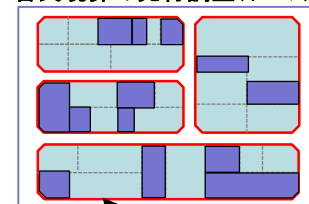
- ①所有者の所在を探索しやすくする
- ②探索しても所有者の所在が不明な場合等には、筆界案の公告等により調査を進め、地籍図を作成できることとする



(2) 都市部の地籍調査の迅速化

- 防災やまちづくりの観点から、道路等と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、国土調査法上の認証を得て公表。

官民境界の先行調査(イメージ)



調査する官民の境界
※街区を形成する道路等の管理者等とも更に連携

官民境界の調査成果について、都道府県知事等の認証を得て公表する特例を設ける【**国土調査法**】

(3) 山村部の地籍調査の迅速化

- リモートセンシングデータを活用した新手法の導入により、現地での立会や測量作業を効率化。



リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を集会所等で確認(イメージ)

所有者からの報告徴収を可能とし、現地立会いルールの例外を設ける(再掲)【**国土調査法**】

第7次国土調査事業十箇年計画(案)(令和2年度~11年度)(土地分類調査部分)

土地本来の自然条件や土地の改変状況、災害履歴等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。


国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象(※1)に、20,000平方キロメートルとする。

土地分類調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、解析技術等(※2)の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入を図るとともに、地域の現況や災害リスク等を勘案し、緊急に情報整備する必要が高い地域について優先的に実施する。

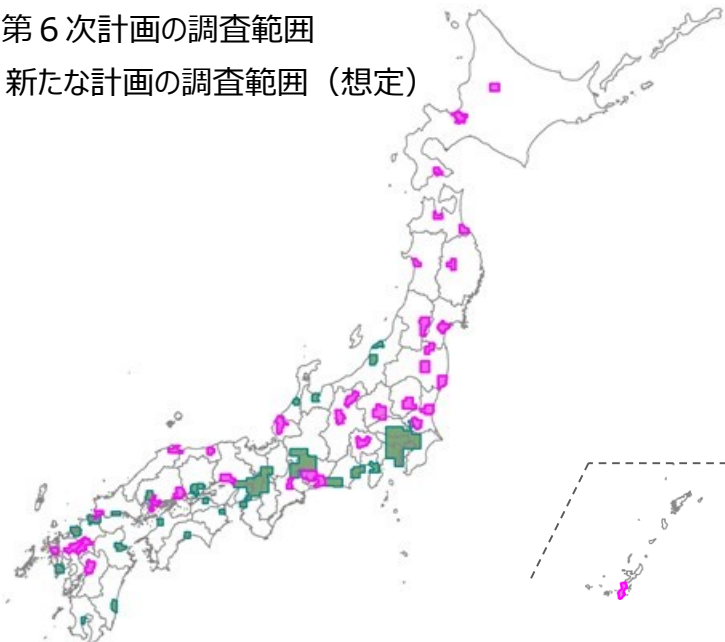
本文中のアンダーラインは、第6次計画から変更した箇所

(※1) 第6次計画期間に未実施の政令指定都市、中核市、県庁所在都市等を想定

(※2) 三次元点群データや高解像度の空中写真・衛星画像等やそれらの解析技術を想定

 第6次計画の調査範囲

 新たな計画の調査範囲(想定)



第7次計画完了時の整備状況

○土地履歴調査の実施面積	18,000km ²	→	38,000km ²
○政令指定都市、中核市、県庁所在都市のカバー率	57%	→	100%
○全国のDIDカバー率	57%	→	78%
○全国の人口カバー率	53%	→	70%